

会 議 録

会議の名称	第4回第2野火止児童クラブ民営化検討会			
開催日時	平成28年7月30日 18時30分～			
開催場所	第1野火止児童クラブ			
出席者及び欠席者	<p>●出席者： （委員） 東村山学童保育連絡協議会：青木、十時、小山、中山 野火止児童クラブ父母会：5名 子ども家庭部：野口子ども家庭部長、田中子ども家庭部次長、森藤本町児童館長、日熊主任、梅垣主任 （市事務局）半井児童課長、竹内課長補佐</p> <p>●欠席者：東村山学童保育連絡協議会：上町、小林 事務局：小町</p>			
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	傍聴者数	4
会議次第	<p>1. 開会 2. 報告 1) 「指定管理者制度による民営化を進めるための基本的な市の考え方（案）」について 2) 「第2野火止児童クラブ民営化検討会」今後の予定 3. その他 4. 閉会</p>			
問い合わせ先	<p>子ども家庭部児童課 担当者名：半井・竹内 電話番号：042-393-5111（内線 3171・3174） ファックス番号：042-395-2131 e-mail：jido@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp</p>			
会 議 経 過				
<p>1. 開会 ・事務局 こんばんは。定刻を過ぎたので、第4回第2野火止児童クラブ民営化検討会を始めさせていただきます。資料の確認をお願いしたい。 傍聴者が4名いらっしゃる。会長、入室の確認よろしいか。合わせて、過半数の出席を得ているので会議が成立していることを確認いただきたい。</p> <p>・一同 了解。</p> <p>・会長 皆様こんばんは。本日は第4回第2野火止児童クラブ民営化検討会である。土曜日のお忙しいお時間にお集まりいただき、感謝申し上げます。先日スケジュールを再調整したものを提出し了承を得た。今後はスケジュールを再調整したものをもとに話を進</p>				

めていきたいと考える。ご協力をお願いしたい。

・事務局

議事に入りたい。会長より進めてください。

## 2. 報告

・会長

会議をはじめます。議事の2番(1)「指定管理者制度による民営化を進めるための基本的な市の考え方(案)」について、事務局より説明願いたい。

・事務局

まず配布した「【資料1】指定管理者制度による民営化を進めるための基本的な考え方(案)」をご覧ください。これまで説明してきた基本的な市の考え方についてまとめていきたいと考える。これまでの検討会で頂いた意見や質問書の内容を踏まえ、第1回会議時に配布した「基本的な市の考え方」に追記する形で再度作り直したものが、今回配布した【資料1】である。特に今回追加した部分について、説明の後この場でご意見を頂きたい。

それでは説明に入りたい。表面「1. ガイドラインに沿った運営」については前回より特に変更がないため、裏面より説明に入りたい。第1回の時に配布したものと変わっている部分は、各項目の後ろに(仕様書)や(募集要項)といった文言が追記されており、どの内容がどの文書に記載されるのかを明確にした。また記載の順番が前回より入れ替わっていること、あらかじめご承知願いたい。

追記部分として、5. 自主事業の実施の2において、第2回検討会の際に頂いた質問書にあった、クラブごとで保育のバラツキがでないようにするために、事業者が自主事業を実施する際は、事前に市と協議するという内容を追記した。

続いて6. 職員の任用等の2「児童クラブや保育士等、指導経験のある常勤社員の配置を求める。」を追記した。こちらは前回の会議で出た内容である。同じく3「放課後児童支援員認定資格研修の受講を求める。」は市長への要望書並びに質問書に記載のあった内容を追記した。

つづいて7. 市が行う会議等への参加「市が行う児童クラブ職員向けの会議等への参加を求める。」を追記した。小平市の視察のなかで市が行う会議等に事業者が参加しているということから、本市としても事業者に会議等に参加して頂きたいと考え追記した。

つづいて8. 小学校臨時休校時の対応を追記した。こちらも第2回検討会の質問書で保護者から頂いた内容である。他市では台風などで学校が休校となった場合、児童クラブも閉めてしまう例があるとの指摘を受け、本市では「台風などで学校が臨時休校となった場合は、公営と同様の対応とする。」を追記した。

つづいて9. 指定期間開始前の事業者への引き継ぎについて、前回会議でも説明したが、第2野火止児童クラブの民営化を平成30年4月開始に改めたことにより、引き継ぎについては平成30年2月、3月の2ヶ月間とした。さらに2「合同保育の際は、平成30年4月以降に配置される職員の参加を求める。」を追記し、実際に保育にあたる方に来てもらい、その方に引き継ぎを行いたいと考えている。

つづいて11. 事業者に対する市の監督責任について、前回の質問書の内容であるが、「市は事業者に対し必要と考える報告を求めるとともに、必要な指示をする。」を追記し、市の指示の必要性について明記した。

つづいて12. 運営会議について。これまでは記載がなく改めて記載した形であるが、1「委託内容の確実な履行を担保するため、保護者・事業者・市の3者による運営会議

を設置する。」を追記。また、2「民営化の影響を最小限にするため、指定管理開始直後は1～2ヶ月に1回行うものとする。運営が安定してくれば、事業者や市、保護者からの求めがある場合に開催する。」を追記した。

つづいて13. 指定管理について、先程も説明したが1「平成30年4月1日より指定管理者制度の導入を行う。」とした。また2「指定期間は5年間とする。」とした。同じく3「指定管理者制度導入施設モニタリングマニュアル」に基づき、学識経験者3名(外部委員)からなる「指定管理者管理運営評価協議会」などによりモニタリングを行う。」とした。これは第2回の質問書に事業者の評価等を適切に行ってほしいとあり、当市では指定管理者制度を導入している施設については、このようなモニタリングマニュアルがあり、これに基づき評価を行うこととしていることから、このように対応していきたいと考える。

つづいて14. 指定管理先については2「他市または市内において、児童クラブ、保育園、幼稚園等の運営実績のある事業者を選定する。」を追記し、実際に保育を行っている事業者にその実績を用いて保育を行ってほしいと考える。

つづいて15. 事業者の選定方法について1「事業者の選定は、入札額のみで選定するのではなく、プロポーザル方式により、企画・提案内容を踏まえ選定する。」とした。当初よりこのように考えていたが、今回あらためて追記した。同じく2「事業者の選定には、学保連、野火止保護者も委員とする。」についても今回あらためて追記した。

以上がこれまでと比較して変化のあった部分である。それではこちらの部分についてご意見をいただきたい。

・会長

事務局より説明があったが、「基本的な市の考え方(案)」について、これまで皆様から頂いた意見・要望を追記したという内容であった。

「1. ガイドラインに沿った運営」について(一部抜粋)とあるが、ガイドラインについては全て遵守して頂き、こちらには一部抜粋したものを明記しているという意味である。裏面以降が今回追記して変更のあった部分で、かっこ書きの部分はどの文書に掲載されるかの参考として考えてよいか。

・事務局

そのとおりである。

・会長

それではこれらの内容について、質問・意見はあるか。

・学保連

5. ①に「時間延長の対応など、事業者の自主事業の実施を求める。」とあるが、仕様書に掲載予定のこの記載と、ガイドラインの記載に矛盾があるように感じる。

またガイドラインの「おやつ・食事」の項目で昼食を持参するとあるが、民営化になるのであれば昼食提供もお願いしたいという表現に変えたほうがよいと思う。

・事務局

あくまで保育時間延長や昼食提供は自主事業であり、ガイドラインにうたう必要はないと考える。事業者がプロポーザルのなかで、時間延長をやる・昼食を提供すると提案してもらう形である。

・学保連

ガイドラインについては、原則という表現をしている。原則ならば例外もあるので時間延長を行ってもいいかなとも判断できる。「弁当は持参」と書いてあれば、持参と書いてあるから持参する、自主事業(昼食提供サービス)はできないのかということになると思われる。

・事務局

募集要項でうたうか、仕様書でうたうかは検討の必要があるが、あくまでガイドラインは基本事項のみの記載と考える。今回の第2野火止の件については、事業者が自主事業として提案して頂きたい。時間延長のための民営化ではないというものもあるので、そこを記載するよりは、事業者の自主的な提案がよい。またガイドラインは公設公営にも影響があるため、調整が必要になり、こちらを変更するのは難しいと考える。

・学保連

ガイドラインについて、少し別な解釈ができる表現にしていきたい。  
保護者の方もガイドラインの変えてほしい点を挙げていたと思う。

・事務局

ガイドラインの表現については、その都度読み換えで対応したい。

・学保連

わざわざ読み換えるのであればガイドラインを変えた方がよいと考える。

・事務局

そうすると、ガイドライン策定委員会を立ち上げて修正することになる。ご意見としてはいただくが、市としては、ガイドラインはそのまま、事業者から提案して頂く形で対応したい。ガイドラインを変更することで、公設公営にも影響があることから、そちらに反映することは難しいと考える。

・学保連

公設公営の体制が整わず対応が取れないというのはしょうがないと思うが、民営化を含めたガイドラインなので、ガイドラインに書いてあるほうが、分かりやすいと思う。ガイドラインにこのように書いてあると事業者が遠慮するのではないか。

・事務局

むしろそういった部分は、事業者の自主事業の提案に期待したい。提案いただいたものについて、プロポーザルの選定委員会の中で議論をすることで対応できればと考えている。

・学保連

ガイドラインに「昼食は持参する」と書いてあると、事業者が提案できないのではないか。

・事務局

ガイドラインのうち、自主事業に関わりそうな部分についてすべてを修正するという意味か。

・学保連

そうではなく、今気付いている部分だけでよい。

・事務局

我々にとっては民営化が初めてであるが、事業者は経験があるので、たとえガイドラインに記載がなくとも提案してくると考える。

また、他市の例で事業者が決定したあとに保護者から昼食対応の要望が出た事例があったが、昼食対応されたと聞いている。事業者選定後であっても要望を伝える機会はあると考える。そこが事業者の売りになってくる。

・保護者

それは、ガイドラインに明確に昼食は保護者が持参させると記載があったのに、事業者から昼食提供の提案があった事例なのか。

・事務局

そこは不明である。おそらく記載はなかったと考える。

- ・保護者  
昼食持参の記載がなければ事業者からの提案が期待できるが、記載があった場合はどうか。
- ・事務局  
ある事業者の話では、保護者が児童に昼食を持たせたいと考える方が多いとのことであった。地域によって要望はさまざまである。昼食提供を必須項目にするよりは、自主事業の提案に期待したい。
- ・保護者  
ガイドライン変更となると時間がかかるのは理解した。毎回保護者から要望のある昼食と時間延長の提案について事業者に促すことはできないか。
- ・事務局  
募集要項に記載することは可能である。
- ・保護者  
昼食提供を記載したうえで募集をかけるべきである。
- ・事務局  
小平市は時間延長について仕様書には記載がある。
- ・会長  
今、「5. 自主事業の実施」についてご意見があった。ガイドラインに記載がない部分で、自主事業の実施をどのようにガイドラインに記載するのかという疑問について、募集要項・仕様書のほうで対応したいということによいか。
- ・保護者  
記載することで、市がどういったことを求めているのか事業者に伝わると思う。
- ・事務局  
市としては、ガイドラインの修正より、募集要項・仕様書での対応が望ましい。
- ・保護者  
ガイドラインの修正に時間をとられ、大事なことがおろそかになるよりは良いと思う。
- ・学保連  
ガイドラインの修正については、学保連の運営委員会や要望書の懇談会のような形をとって、文章をどのようにするのかを事前に打ち合わせをして、市と学保連と保護者の方2名ずつが参加した形で行う会議であり、そこまで時間がかかるものではない。一昨年も行っている。
- ・事務局  
やはり時間延長と昼食提供事業はガイドラインには入れられないと考える。公設公営の方にも影響がある。
- ・学保連  
民営化にも関係してくる内容である。
- ・事務局  
であるから応募要項で対応できる。
- ・学保連  
それであればガイドラインを変えればよいと考える。
- ・事務局  
募集要項は事業者選定の条件になる。ガイドラインは公設公営にも影響してくる。
- ・学保連  
ガイドラインは公設公営だけではなく、民営化したところにも影響する。公設公営

にも関係してくるが、要望に対する公設公営の回答は、今までどおりでよいと考える。

・副会長

ガイドラインは修正項目が出る度に行きわたるのではなく、ある程度変えるべきところがまとまった段階で、修正をする方がいいのではなないか。目的は事業者が誤解をしない事なので、先程提案のあった、募集要項・仕様書での対応でいかがか。

・学保連

ガイドラインについて抜粋をみながら話を進めると、誤解が生じる恐れがある。たとえば仕様書に「ガイドラインは最低限の条件とし、指定管理者の努力をもって一層の改善をはかる場合は、双方あるいは3者の協議の上で決定する」という文言を入れることで、昼食は持参と書いてあっても、弁当の提供はガイドラインに必ずしも抵触しないと思う。事業者の努力で改善するという名目で後から変更可能になると考える。先程あったように、ガイドラインが実態に合わないところがたまった段階で、ガイドラインの修正を行えばいいのではないか。一層の努力による改善が可能であることがわかれば、事業者の売りとなる部分について提案があるのではないか。

・事務局

おそらく事業者は、いろいろなところでプロポーザルを経験されており、東村山市が初めてだということであれば、（ガイドライン等で）満たされていない部分、要求されている部分というのが気になると思う。

そこはあまりこちらが「こういうものを求めている」というよりは、事業者の売りに期待したい。時間延長は東村山市では行っていないので、どの事業者も提案してくると思われる。

・会長

資料にある一部抜粋とは、あくまでこの会議用の資料であって、実際の事業者への資料は全部記載したもので募集をかける。そして先程ご提案のあった一層の努力による改善などの文言を追加するという形でということだがよろしいか。

・一同

了解。

・会長

その他、何かあるか。

・保護者

6.①について、「既存の児童クラブに勤務している職員（正規職員以外）のうち、希望する者については指定管理先において任用することを求める。」とある。既存職員が指定管理先に転職されると非常に安心できるのだが、そのことについてはどう考えるか。

・事務局

4月は市の人事異動の時期と重なり、現職員は配属が未定であり、現在の職員が引き続き配属される保証はない。

・保護者

6.①について「（正規職員以外）」の文言をはずして欲しい。

6.②について「指導経験」とは半年でも指導経験と言えるのか。常勤全員が半年経験の方だと不安である。何年経験が必要といった記載が必要と考えるのがいかがか。

他市の例で、臨時職員であった方が施設長になったと聞いた。民営化当初事故が多かったという話があったが、たとえ児童のことをよく理解されている方であっても、管理職としての経験がない方だと混乱を招くのではないかと感じた。この中に反映するかどうかは分からないが、気になる点である。

- ・学保連  
施設長になる方は、主任経験3年以上などの表記が必要だということか。
- ・保護者  
そういうことである。
- ・事務局  
たとえば、3年の経験があるというだけではなく、3年の管理職経験がないとだめということか。
- ・学保連  
臨時職員と管理職では目線が違う。たとえ臨時職員として5年の経験があっても管理職とは違うと思う。主任などとはまた違うと思う。
- ・保護者  
先生の意見はどうか。
- ・職員  
臨時職員とはやはり違うと感じる。
- ・保護者  
現職員が新しい事業者へ異動するのはありがたいが、臨時職員からいきなりリーダーは務まらないと思う。
- ・会長  
今の話は、職員全体ではなく責任者・管理職についてか。
- ・保護者  
そうである。
- ・事務局  
常勤として配属される職員のうち、責任者として配属されるものについては、主任経験3年などの表記でよいか。
- ・保護者  
責任者については、年数だけでなく管理職経験も問いたい。
- ・副会長  
募集要項には、経験者は3年以上など年数を明記し、プロポーザルの際に保護者からの質問事項として、責任者にはどのような経験者を配置するのかを事業者に投げかけるというのはいかがか。
- ・保護者  
それでは応募する事業者が経験年数さえ満たせばよいと解釈しかねない。プロポーザルの時に初めて聞かされたとなると困る。
- ・事務局  
書き方はいろいろあると思うが、施設長などの経験があるかどうかは明記できるのではないかと考える。
- ・会長  
1つは6.②において年数や管理職経験の有無を追記すること。もう1つはプロポーザルにおいて保護者からの質問事項を問うこと。この2点を新たに加えることでよいか。
- ・保護者  
6.②に「少なくとも1名は施設管理経験者を含む」を入れたい。
- ・事務局  
検討したい。
- ・会長

その他、何かあるか。

・保護者

9. ②の引き継ぎの文言において「参加を求める」とあるが、参加が無理だと言われた場合強制的に参加させることはできるのか。

・事務局

強制力は持たせたい。細かいニュアンスを変更したい。

・会長

その他、何かあるか。

・学保連

5. ②に「事業者が自主事業を実施する際には、事前に市と協議する。」とあるが、なぜこの項目をいれたのか。また、保護者が知る機会はないのか。

・事務局

第2回検討会に提示した学保連からの質問書に対する回答の6ページ(10)において、自主事業の実施については協議をしていただき、市の方で顕著なバラツキが出ないように調整する必要があると考えておりますと回答している。たとえば、追加料金を徴収して学習塾のようなものを実施したいと提案があった場合、これはバラツキかどうかを判断したうえで許可・不許可としたいと考える。

次に、保護者との関係だが、契約は市と事業者の2者となる。また先程の学習塾の実施についても法令上不可能であると考えているなど、自主事業の協議には法令等の知識も必要となるため、直接保護者に話がいくよりは、市と事業者で協議する形がよいと考える。もちろん保護者が希望する事業であれば当然情報開示していくが、まずは市が窓口となって対応したい。

・学保連

たとえば事業者から学習塾の提案があったとしても、市側で不可能だと判断した場合は保護者に連絡なく実現不可の回答をするのか。保護者に相談や「断ろうと思っている」という話ではできないのか。

・事務局

お知らせはできると思う。運営会議になるのか、事業者から直接話があるのかパターンはあるが、市が最初の窓口となるという想定はしている。

・学保連

時代の流れや参加する保護者によって考え方は変わってくると思う。

保護者もバラツキは出てほしくないと言いながら、よいことであればやってほしいという矛盾も生じる。市が判断して勝手に決めるのではなく、その時その時で教えてほしい。

そんなこともできるんだという情報も、保護者としても是非知りたい。

・事務局

この検討会を通して、公設とのバランスがすごく議論になっている。第2にできて第1ではできないとなれば、そこは所管としては少し考えさせて頂いて、下せるものと下せないものとの判断は行いたい。

・学保連

全部公開は無理なのか。

・事務局

契約のなかで契約者と事業者との関係もある。突拍子もない話や、明らかに実現不可能な話をする場合は、運営会議になるのか、どういった形で知らせるのか考える余地があるが、なるべく公開したい。あくまで市が窓口となる。



- ・保護者  
では、市が知り得た情報は全て保護者に伝えるということによいか。
- ・事務局  
すべてではなく、突拍子もない話等を庁内で検討した上で伝えていきたい。
- ・会長  
今の意見をまとめると、事業者との協議は市が窓口となり、自主事業の実施の可否は市に任せるが、経過については情報を保護者に伝えるという流れによいか。
- ・一同  
了解。
- ・会長  
その他、何かあるか。
- ・保護者  
12. ②について、「運営が安定してくれば、事業者や市、保護者からの求めがある場合に開催する」とあるが、求めがない場合は開催しないのか。
- ・事務局  
そのとおりである。定期的な報告は求め続けていくが、運営会議に関しては、求めに応じての開催としたい。
- ・会長  
3者のうちどちらかが求めた場合は、開催するという考えによいか。
- ・事務局  
そのとおりである。
- ・会長  
その他、何かあるか。
- ・保護者  
プロポーザルの質問内容について、どの事業者にも同じ質問をしたい場合は、あらかじめこういうことを聞くということを事業者に伝え、用意しておいてもらうことはできるか。
- ・事務局  
事前に質問事項を公表することはしないと思う。
- ・会長  
一般論として、企画提案書を作って出してもらい、それに基づきプレゼンテーションをしていただく、それに対して質疑を行うのが一般的である。その場で質問したことに対し答えられなければ問題だし、一方でどんどんアイデアを出してくる事業者もいる。プロポーザルではそれを評価していく形になる。事前には質問は出していないと思う。
- ・保護者  
事前に必ず聞きたいことがあるのに、時間等の関係で質問できないと困る。
- ・事務局  
書類選考で3社程度に絞り込み、それぞれにプレゼンしてもらう。質疑の時間はしっかり取るので、時間は十分である。
- ・保護者  
全社に同じ質問をしてもよいのか。
- ・事務局  
可能である。
- ・会長

その他、何かあるか。

・保護者

15. ②「事業者の選定には、学保連、野火止保護者も委員とする。」とあるが、保護者が一人で出席するのは荷が重い、何か配慮はあるのか。

・事務局

市長も複数名と考えており、野火止保護者は2名で考えているが、検討したい。

・会長

その他、何かあるか。

・学保連

6. ②に「常勤社員」とあるが、社員と職員とどちらの表記がいいのか。

・事務局

作りこむ段階で統一したい。

・学保連

7. 「市が行う会議等への参加」に関して、この参加とはオブザーバーの意味合いでよいのか。会議の内容が具体的にイメージできない。

・事務局

今、児童クラブの指導員が月1回全体会という形で情報交換と行事の予定等を共有しており、それを想定している。全職員が集まる場はここしかないので、ここに来ていただきたいと考えている。

・学保連

指定管理期間終了後の引き継ぎについて、小平市の仕様書には市が立ち会うと書かれていないし、町田市では市の立ち合いに言及さえしていない。これは、事業者間の引き継ぎを想定しているのか。

・事務局

そのとおりである。

・学保連

11. で「市が事業者に対して必要と考える報告を求める」とあるが、具体的にどのような報告か。

・事務局

事故報告や定期的な報告を考えているが、おもに何か事故等が発生したときに必ず報告するよう求める内容である。

・学保連

13. ③「モニタリング」について、結果についてはホームページで公開するということか。

・事務局

そのとおりである。

・学保連

「モニタリングマニュアル」はいつごろ出来たものか。

・事務局

後日確認して報告する。

・学保連

別事業だが、モニタリングの結果からみると非常に良い事業者だとなっていたのに、プロポーザルの結果入れ替えになったことがあった。何のためのモニタリングなのかと感ずることがあった。

・事務局

東村山市の制度としてモニタリングをやっているのか、指定管理者制度の中で统一的にやらなければならないのか内容を確認したい。

・保護者

「モニタリングマニュアル」とは、指定管理者制度を採用している事業であれば全て同じ内容のものなのか。

・事務局

指定管理者が決定した段階で、どういった項目をチェックするのかを2者で話し合い取り決めを交わす。それに基づいて事業者が自己評価したり、市が評価したりする。したがって事業によって評価する内容は全然違うものである。

・会長

その他、何かあるか。

・学保連

1. ガイドラインの最後「障がい児・異文化で育った児童への対応」について、指導員を加配するとは、指導員の人数を増やすのか。

・事務局

公設公営においても障がい児枠で職員を増やすようにガイドラインで定められており、指導員を増加したい。

・学保連

それは、プラス1名という認識でよいか。

・事務局

そのとおりである。

・学保連

外国等の異文化で育った児童に対して、具体的にどのような対応を考えているのか。

・職員

日本語が話せない保護者とのコミュニケーションは、気を配って対応している。通訳を介して具体的に話をしたりする。たとえばお便りで保護者に一斉連絡する際は、実際に実物を見せながら対応したり、用意してほしい持ち物を伝えるのに苦労することがあるのでサポートしている。

・会長

その他、何かあるか。

・保護者

4. 「第1野火止児童クラブとの連携」とあるが、先生どうして月1回は連絡会を行うなど、頻度を示してほしい。小平市の視察の際に、自分の所属の児童だけではなく、双方の児童の情報をお互いが知っておく必要があると感じた。

・職員

引き継ぎ期間が、当初予定の1ヶ月より長くなっていることで、事前の引き継ぎの重要性は感じている。しかし、そこですべてが完成するわけではないので、細かい打ち合わせはその都度行いたい。

・保護者

頻度は明記したほうが、安心できる。

・事務局

月1回以上といったことか。おそらく日々の業務のなかで毎日情報交換するものと考ええる。

・保護者

それは承知しているが、明記したほうが安心できる。

- ・事務局  
検討する。先生方、毎日会議では忙しいか。
- ・職員  
何かあるごとに連絡を取り合うと考えている。全員で集まることはできないが、全員に共有できるようにしたいと思う。  
また、指定管理先の職員の勤務時間帯がバラバラになった場合などを考えると、週に1回など定例的に会議の頻度を決めておいたほうがよいと思う。
- ・保護者  
日程が明記されていると、事業者にも伝わりやすいはずである。
- ・事務局  
文言を明記したい。
- ・保護者  
他市の仕様書をみると、学童クラブ間の連携についてかなり具体的に明記されている。こちらを参考にしたい。
- ・事務局  
他市の仕様書を参考にしたい。
- ・学保連  
ガイドラインに専任指導員は正規職員と嘱託職員であると明記されている。それに対して市長は、民営化された場合に正規職員を入れると言われていた。ただし正規職員であっても、短時間勤務の契約が可能となるため、現職員と同程度の労働時間をとらないと業務に支障が出かねない。
- ・事務局  
配置する常勤職員は、週35時間以上であるといった内容を明記したいと考える。新しくできる第2野火止児童クラブは45名規模の児童クラブとなり、1支援単位となることから、職員配置は2名が常勤、1名が非常勤、さらに障がい児枠でプラス1名と考える。
- ・会長  
その他、何かあるか。  
それでは、さまざまな意見が出たので、事務局のほうで内容をもう一度精査していただきたい。
- ・職員  
異文化で育った児童について、宗教上の理由で豚が食べられないとか、言葉が通じないので集団に受け入れられないなどがあるので、そういった児童の仲介役として職員が入り込むなど対応をしていたことを付けくわえさせていただく。
- ・会長  
それでは2) 今後の予定に移りたい。事務局のほうから説明をお願いしたい。
- ・事務局  
【資料2】第2野火止児童クラブ民営化スケジュールを見て頂きたい。こちらは、7月24日の市長との面談の際に提示したものと同一内容である。内容としては、この民営化自体が当初予定より平成30年4月に延期されたことに伴い、検討会を12月まで延長したいと考える。予定日は9月10日、10月8日、11月12日、12月10日で、すべて第2土曜日で4回予定している。
- ・事務局  
【資料3】「第2野火止児童クラブ民営化検討会」今後の予定を見て頂きたい。時間はすべて同じだが、今後は記載のとおり基本的な市の考え方について検討していきたいと考える。第5回～第7回検討会では、検討会で出た内容をその都度修正していき、

第8回で最終的にまとめていきたい。他市の要項・仕様書について配布したので、これも次回以降の参考にして頂きたい。この日程でよろしいか。

・一同

基本的にこのとおりでよい。

・事務局

それでは、このとおり進めていく。

・会長

他市の資料はどのように入手したのか。

・事務局

インターネットに掲載されているものであるから、非公開のものではない。

・会長

あくまで参考程度でよいか。

・事務局

そのとおりである。

・会長

それでは、全体をとおして何かあるか。

・保護者

民営化だけではなく、児童クラブ全体の安全管理の話したが、先日痛ましい事件が発生したことに関して、現状で避難訓練等の防災訓練は行っていると思われるが、不審者が侵入した場合の訓練等は実施するのか。

・職員

まだお知らせしていないが、8月末と9月に実施する予定である。

・保護者

他市での対応で、不審者への対応訓練を行っていると言ったことがあるが、実際に訓練したほうがよいと思う。

・職員

「い・か・の・お・す・し」の標語とともに実際に警察の指導を仰ぎながら訓練する予定である。

・保護者

不審者が刃物を持って現れた場合、先生方が近くにいない場合逃げ遅れる可能性がある。例えばベルを鳴らすことで異常を知らせることができるのであれば誰でも対応可能だと思うので、いろいろ検討して頂きたい。

・職員

了解。

・会長

それでは、スケジュールはこちらでよろしいか。

・一同

了解。

### 3. その他

・会長

それでは、3番その他について事務局よりお願いしたい。

・事務局

これまで、検討会の議事録について送付してきたが、これは今後も続けたい。前回の市長との面談のなかで、要点をまとめたものが事前に確認できればとの話があっ

たことを受け、今会議よりまとめを事前に送付したい。

・保護者

今までの議事録は、今までどおり配布されるという認識でよいか。

・事務局

そのとおりである。

また、これまでの会議の要点をまとめたものを、全児童クラブの保護者全員に送付したいと考える。民営化が延期されたこともまだ全員には伝えきれていないので、そのように考えている。

・会長

これまでの会議の要点をまとめたものは、全児童クラブの保護者に対して送付することであるが、会議録についてはどうするのか。

・保護者

会議録については、今までどおりホームページで閲覧しチェックしている。

・会長

それでは、要点をまとめたものを児童クラブの児童がランドセル等で持ち帰るといふ形か。

・保護者

我々のほうでもその都度、児童が書類を持ち帰るといふメールを保護者に送信する。

・保護者

現状ホームページで閲覧できたり、メールを配信して頂いたり、さまざまな形で情報は得ているが、それでも全員には周知徹底できておらず、未だに民営化するのかわからないのか知らない方もいる。今回あらためて要点を流して頂けるとありがたい。

・会長

その他、何かあるか。

ないようなので、最後に確認である。会議録は今後もホームページでオープンにしていく。その中で具体的な事業所名等が出た場合は固有名詞をさけて「事業所」といった表記でよろしいか。

・一同

了解。

・保護者

ひとつ質問よろしいか。

・会長

どうぞ。

・保護者

保育園の業者選定は指定管理者制度にこだわらず、児童クラブの選定は指定管理者制度を採用した。なぜ児童クラブだけ指定管理者制度にこだわるのか。

・会長

保育園は民設民営であるが、児童クラブは公設民営となるので指定管理者制度が妥当と考える。

・保護者

もうひとつ質問よろしいか。なぜ第2野火止児童クラブを民営化の第1号に選んだのか、理由が今一つわからない。建て替えを機にという理由はわかったが、それ以外に何か理由があったのか。公営と民営が隣り合わせの野火止はそれだけ余計な配慮が必要となるはずである。

・事務局

そもそも民営化を進めるにあたって、公営だからサービスが優れていて、民営になるとサービスが低下するとは考えていない。第2野火止児童クラブの民営化については、建て替えを機にという理由が大きい。

・保護者

その理由だけでは、保護者の理解を得るのは難しい。

・事務局

大きな理由は建物の建て替えであるが、他市でも公営と民営が一緒になっているところも実際にあるので、それらを参考にしたい。

・保護者

視察に伺ったところは、一緒になっているとは言え、距離があり明確に区分ができていたため参考にはできない。実際に隣り合わせになっている施設を視察したい。

児童のことを考えきちっと選定したと聞いていたので、建て替え以外の選定理由を聞きたかった。

もう一点、学保連との長期的な話し合いが必要だとのことだが、私の考えでは、そもそも最初に学保連との話し合いを行い、それからどの児童クラブを民営化するのかの場所選定を行う検討会を実施するのが筋ではないのか。結局結論ありきで話し合いが進められている。

・事務局

今回は平成29年4月民営化を目指して、まず平成27年末に第2野火止児童クラブを民営化第1号にしようと市で決定し動きだしている。保護者の方がおっしゃるような進め方もあったかと思うが、市としては、今回はこのような形で進めていく考えである。

・保護者

まず民営化のスタートをきってから、修正していこうという風を感じるが。

・事務局

当初はそういった計画だった。今後は、正規職員の退職に対して、嘱託職員でまかなうのか、民営化を進めるのか等を考えていくのだが、当市では民営化の事例がないので、まず民営化第1号を進めて行きたいと考える。そして民営と公営について比較検討を重ねながら、このまま民営化を進めていくのか、それとも別の方法を考えるべきなのかを検討していく予定である。

・保護者

児童を実験に使うのか。

・事務局

実験ではなく、市の事業展開のひとつとして、事業者と協力するのかNPO団体と進めていくのか等の選択肢のひとつであると考えている。

・保護者

ある程度実績があればこの進め方も納得できるのだが、初めての民営化の進め方としては、少し乱暴に感じる。配慮が足りないまま進めてしまうと、今後保護者からさらに大きな反発を受けることになりかねない。慎重に進めて頂きたい。民営化のデメリットを考えていないというのは残念だ。

・事務局

児童への影響を考えていないのではなく、民間企業に任せると児童に悪い影響が出るとは考えていないという意味である。

・保護者

民営化が悪影響だとは考えていないが、初めて行う事業であれば、メリット・デメ

リットをしっかりと検討して頂きたい。しかも、公営と民営が接近したハイリスクな場所を選んだわけだから、しっかりと検討して頂きたい。

・事務局

どのあたりがハイリスクなのか。

・保護者

お互いの動向が丸見えである部分である。

・事務局

皆様は隔たりのない平等な保育を望んでいるとおっしゃり、市でもそのとおりにしたいと思って進めている。

・保護者

そうかもしれないが、ここまであからさまにしなくとも、他にも選択肢はあったはずである。

・事務局

市が野火止を選んだ理由は、建て替えが主な理由である。

・保護者

第1・第2がある施設を選択するにしても、せめてお互いが見えない位置にあるような環境であれば問題ないと保護者の心理としては考える。ここまで接近している施設をあえて選定する必要はなかったと思う。そこをきちんと配慮したうえで、話を進めて頂きたい。このままでは児童に影響がある。今更だが、場所の選定に関しては、もっと配慮がほしかった。であるので仕様書に関しては、今後の話し合いの内容を配慮して頂けるのか非常に心配しているところである。

・保護者

市の方は保護者の反応は予測していなかったのか。それよりも建物か。

・事務局

色々予想していた。とにかくどこか一つをと考えていた。時間的なこともあった。

・保護者

一つ選ぶのであればもう少し慎重に決めて欲しかった。子供のことをきちんと考えてくれているのか、そういったお話を聞くと本当に心配である。今後話し合うなかで重要な部分だと思っている部分を軽視されているように感じる。保護者代表でもこのぐらい紛糾しているので、保護者全体ではさらにたくさんの意見が出ると考える。

ほかの保護者への連絡で、今の時点でこうなりましたと皆様に説明しづらいものがある。だからと言ってももう反対できない立場にある。保護者はこういう形は望んでいないだろうなと思いながら、いつも連絡している。

・会長

ご意見ありがとうございました。

これで議事を終了する。ありがとうございました。